

「プラス1雇用」運動 実施要綱

地域交流推進課

1 目的

県外へ進学・就業している若者等のU・Iターンを促進するため、趣旨に賛同して雇用拡大に取り組む企業を「プラス1雇用」宣言企業（以下、「宣言企業」という）として登録し、県内における若者等の就業の場を拡大する「プラス1雇用」運動を展開する。

2 宣言企業の活動内容

(1) 宣言企業は、「プラス1雇用」運動として、次に掲げた項目を実施する。

- ・求人数の拡大や通年採用の実施などを記載した「プラス1雇用」実施宣言書に基づき、U・Iターン者の雇用を促進する。
- ・宣言前年度までの過去3年間の平均採用数と比較して、宣言以降、毎年度、U・Iターン者を含めて1名以上の採用数拡大（以下、「プラス1雇用」という）に努める。

(2) 宣言企業は、「プラス1雇用」を実現するため、その実情に応じて、次に掲げた項目を実施するように努める。

- ・ふるさと福井移住定住促進機構（福井Uターンセンター）に求人登録を行い、U・Iターン者に対して積極的に求人情報を提供する。
- ・県外で開催する就職説明会等へ参加するなど、新卒・中途を問わず、U・Iターン者に対して積極的な採用活動を実施する。
- ・ワークライフバランスの推進や子育て支援制度の充実など、待遇面を含め、U・Iターン者に魅力ある、誰もが働きやすい職場環境づくりに努める。
- ・ふくい移住サポーター企業やUターン就活先輩サポーターの登録など、県が実施するU・Iターン促進策に積極的に協力する。

3 宣言企業に対する県の支援

県は、宣言企業における「プラス1雇用」の実現を支援するため、次に掲げた項目を実施する。

- ・県が主催する合同企業説明会等に、宣言企業を優先選考する。
- ・県および福井Uターンセンターのホームページにおいて、宣言企業であることをPRする。
- ・福井Uターンセンターに登録する求職者に、宣言企業の情報を提供する。
- ・U・Iターン女性の中途採用を拡大した宣言企業に対する助成事業を実施する。

4 宣言企業の登録の要件

(1) 県は、次に掲げた項目を満たす企業を宣言企業として登録する。

- ・ 福井県内に事業所が所在する企業等であること
- ・ 次のいずれにも該当しない企業等であること
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う企業等
 - ② その他、この要綱の趣旨に照らし、「プラス1雇用」宣言企業としてふさわしくない企業等

(2) 県は、宣言企業の活動状況が登録の要件を満たしていないと判断した場合は、その登録を取り消すものとする。

5 宣言企業の登録・活動報告

(1) 「プラス1雇用」運動に参加する企業は、別紙「プラス1雇用」実施宣言書に必要事項を記入の上、県総合政策部ふるさと県民局地域交流推進課あて提出する。（メール可）

(2) 県は、宣言企業を「プラス1雇用」宣言企業リストに登録し、ホームページに掲載する。

(3) 宣言企業は、毎年度4月末日までに、前年度の取組結果を県に報告する。

この要綱は平成29年6月8日から実施する

この要綱は平成30年6月28日から適用する